

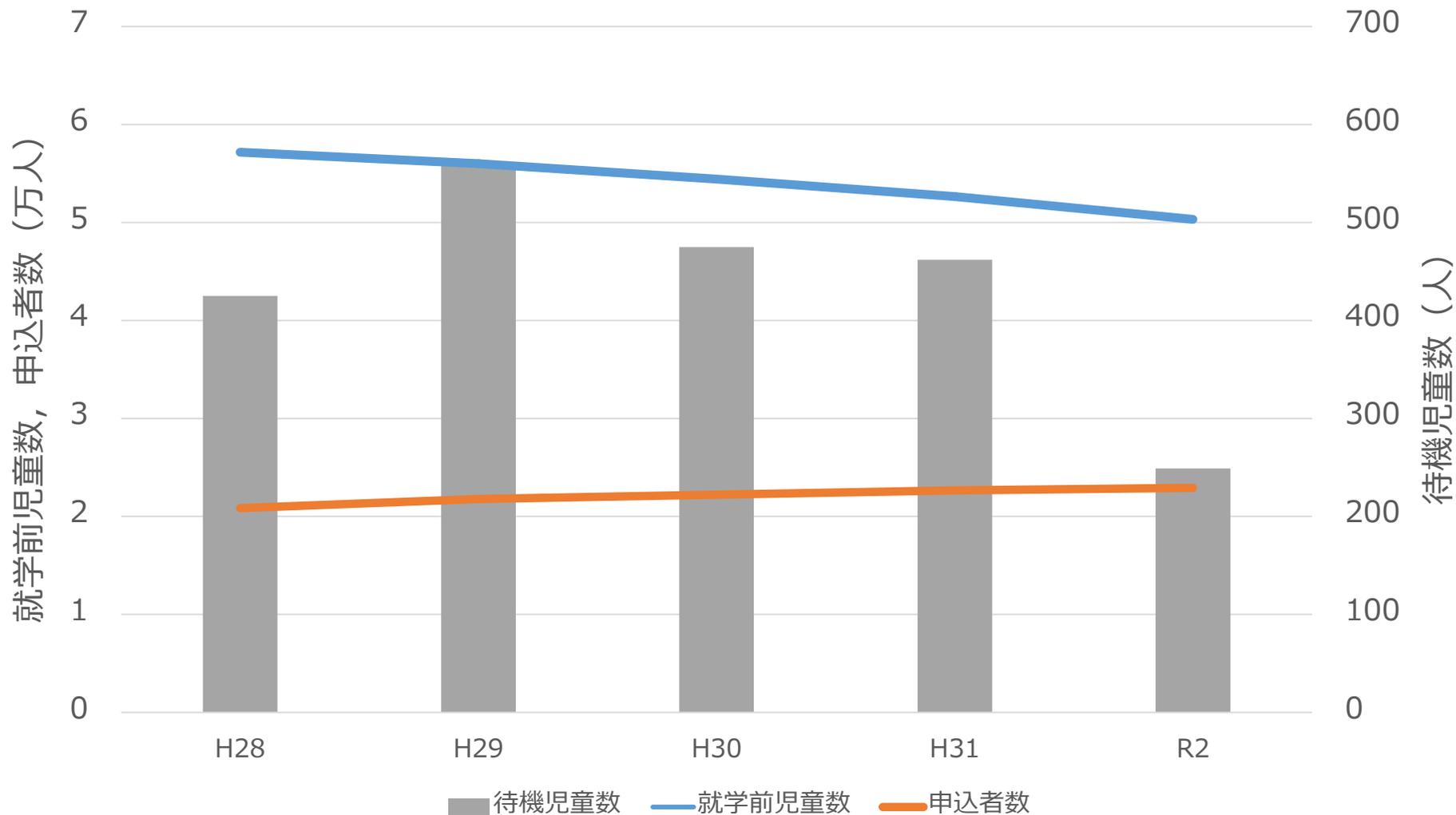
認定こども園の設置促進に 向けた制度説明会

令和2年10月23日（金）

宮城県保健福祉部子育て社会推進室

待機児童数等の推移（保育所等を取り巻く背景）

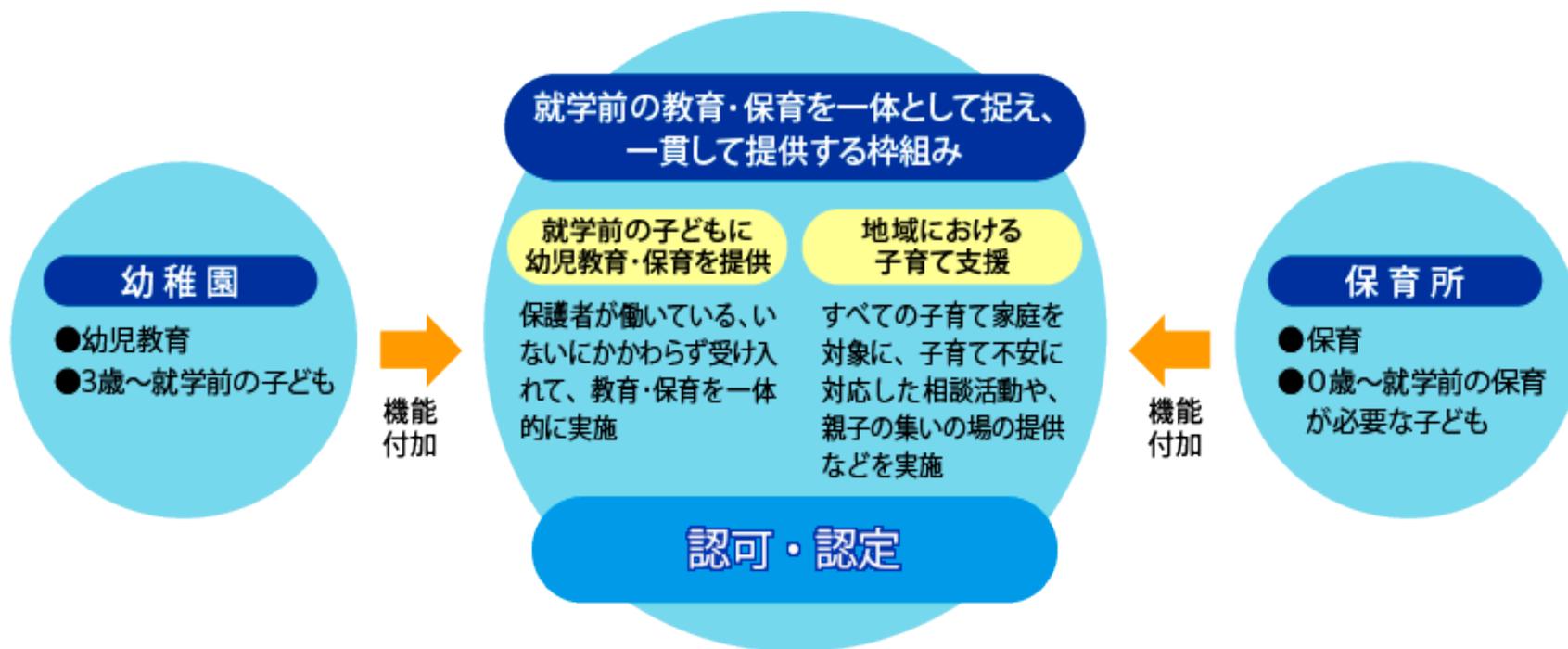
宮城県の待機児童数等の推移（仙台市を除く）



認定こども園となることのメリット

1 就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能
(保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能)

2 地域における子育て支援を行う機能
(すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能)



認定こども園に在籍する子ども

● 子どものための教育・保育給付（従来の認定区分）

認定区分	認定の条件	保育時間	利用施設
1号認定	満3歳以上で、2号認定以外の子ども	教育標準時間	幼稚園（新制度園） 認定こども園
2号認定	満3歳以上で保育の必要性がある子ども	保育標準時間、 保育短時間	保育園、認定こども園
3号認定	満3歳未満で保育の必要性のある子ども	保育標準時間、 保育短時間	保育園、認定こども園、 小規模保育施設等

● 子育てのための施設等利用給付（無償化により新設）

認定区分	認定の条件	保育時間	利用施設
新1号認定	満3歳以上で、新2号新3号認定以外の子ども	認定なし	幼稚園（私学助成園）
新2号認定	満3歳以上の 学年 で保育の必要性がある子ども	認定なし	幼稚園、認定こども園、 小規模保育施設等、 認可外保育施設等
新3号認定	満3歳未満の学年で保育の必要性があり住民税非課税の子ども	認定なし	



令和元年9月27日
内閣府子ども・子育て本部

認定こども園に関する状況について(平成31年4月1日現在)

(括弧内は平成30年4月1日時点の数)

1. 園数

(1) 公立・私立別園数

(園)

公私の別	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型	合計
公立	737 (647)	72 (69)	327 (288)	2 (2)	1,138 (1,006)
私立	4,400 (3,762)	1,032 (897)	570 (432)	68 (63)	6,070 (5,154)
合計	5,137 (4,409)	1,104 (966)	897 (720)	70 (65)	7,208 (6,160)

※認定こども園へ移行した施設の内訳は、幼稚園382か所、認可保育所716か所、その他の保育施設17か所、認定こども園として新規開園したものが62か所となっている。複数の施設が合併して1つの認定こども園になった場合等があるため、移行数と増加数は一致しない。

※また、認定こども園から認定こども園以外の施設へ移行したものが1か所ある。

※都道府県別の内訳は別紙参照

認定こども園数（平成31年4月1日現在）

（別紙）都道府県別の認定こども園数

都道府県	幼保連携型			幼稚園型			保育所型			地方裁量型			計		前年	
	公立	私立	計	公立	私立	計	公立	私立	計	公立	私立	計	公立	私立		総計
北海道	20	206	226	4	64	68	31	76	107		7	7	55	353	408	344
青森県	2	225	227		26	26	2	32	34				4	283	287	260
岩手県	10	67	77		10	10	6	2	8				16	79	95	81
宮城県	5	43	48		5	5	1	3	4	1	1	2	7	52	59	44
秋田県	12	56	68		14	14	4	8	12				16	78	94	89
山形県	2	48	50		24	24	4	7	11				6	79	85	75
福島県	29	60	89		11	11	4	1	5				33	72	105	90
茨城県	15	126	141	2	59	61	3	10	13				20	195	215	198
栃木県	4	103	107		17	17	2	2	4		1	1	6	123	129	116
群馬県	5	163	168	7	43	50	1	4	5		6	6	13	216	229	206
埼玉県		96	96		17	17		5	5		1	1		119	119	93
千葉県	29	67	96	12	50	62	6	11	17		3	3	47	131	178	145
東京都	9	23	32	3	52	55	18	33	51		7	7	30	115	145	129
神奈川県	11	97	108		72	72		6	6		1	1	11	176	187	140

⋮

令和2年4月1日現在の宮城県の認定こども園数：77

認定こども4類型の比較

	幼保連携型 認定こども園 	幼稚園型 認定こども園 	保育所型 認定こども園 	地方裁量型 認定こども園 
法的性格	学校かつ 児童福祉施設	学校 (幼稚園+保育所機能)	児童福祉施設 (保育所+幼稚園機能)	幼稚園機能+保育所機能
設置主体	国、自治体、学校法人、 社会福祉法人	国、自治体、学校法人	制限なし	
職員の要件	保育教諭 (幼稚園教諭+保育士資格)	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましいが いずれかでも可 満3歳未満→ 保育士資格が必要	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましいが いずれかでも可 <small>※ただし、教育相当時間以外の保育に従事する場合は、保育士資格が必要</small> 満3歳未満→ 保育士資格が必要	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましいが いずれかでも可 満3歳未満→ 保育士資格が必要
給食の提供	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務 (満3歳以上は、外部搬入可)	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務 (満3歳以上は、外部搬入可) <small>※ただし、参酌基準のため、各都道府県の条例等により、異なる場合がある。</small>	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務 (満3歳以上は、外部搬入可)	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務 (満3歳以上は、外部搬入可) <small>※ただし、参酌基準のため、各都道府県の条例等により、異なる場合がある。</small>
開園日・開園時間	11時間開園、土曜日の開園が 原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定	11時間開園、土曜日の開園が 原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定

各施設・事業において設定可能な利用定員と認定区分との関係

	満3歳以上		満3歳未満
	①1号認定 (19条1項1号)	②2号認定 (19条1項2号)	③3号認定 (19条1項3号)
特定教育・保育施設(施設型給付)			
幼保連携型認定こども園	○(※1)	○	○(※1)
幼稚園型認定こども園	○	○	○(※1)
保育所型認定こども園	○	○	○(※1)
地方裁量型認定こども園	○	○	○(※1)
保育所	(※3)	○(※2)	○(※2)
幼稚園	○	(※3)	
特定地域型保育事業者(地域型保育給付)			
小規模保育	(※3)	(※3)	○
家庭的保育	(※3)	(※3)	○
居宅訪問型保育	(※3)	(※3)	○
事業所内保育	(※3)	(※3)	○(従業員枠・地域枠)

※1 定員を設定しないことも可能。 ※2 ②③いずれかのみでの設定も可能。 ※3 特例給付による利用形態あり。

認定こども園の認可・認定基準

- 基本的な考え方
 - ・ 幼稚園又は保育所の高い（**厳しい**）**基準**
 - ・ 設備に関しては既存施設（幼稚園，保育所）からの移行の場合は**特例で従前の基準で可**となる。

（3号認定こどもの定員を設定する場合，給食室は必要）

詳細は資料1 - 1のとおり

保育士資格，幼稚園免許

幼保連携型認定こども園

特例でいずれかの資格のみで可（令和6年度末まで）

幼稚園型認定こども園

3歳未満

保育士

3歳以上

- ・ 両方が望ましいが，いずれかでも可
- ・ ただし学級担任は幼稚園免許が必須
- ・ 保育に従事する場合は保育士資格が必要
- ・ ただし保育士資格取得の努力をしていれば可

保育所型認定こども園

3歳未満

保育士

3歳以上

- ・ 両方が望ましいが，いずれかでも可
- ・ ただし学級担任は幼稚園免許が必要
- ・ ただし幼稚園免許取得の努力をしていれば可
- ・ 保育に従事する場合は保育士資格が必要

保育士資格取得の特例の概要

- 幼稚園教諭免許・保育士資格の併有を促進するために、幼稚園教諭免許所有者の保育士試験における保育士資格取得の特例を設ける。

※新たな認定こども園制度施行(平成27年4月以降)から5年後までの特例

さらに5年間延長(令和6年度末まで)

【通常の制度】

指定保育士養成施設で68単位の教科目を修得し卒業

または

保育士試験で筆記試験(9科目)及び実技試験を合格

保育士登録

<9科目及び実技試験>

- ・「保育の心理学」、「教育原理」、「保育実習実技」
- ・「保育実習理論」
- ・「社会福祉」、「社会的擁護」、「子どもの保健」、「子どもの食と栄養」、「保育原論」、「子ども家庭福祉」

【特例制度】 ※幼稚園教諭免許所有者

(1) 8単位の修得

※(1)及び(2)の順序は不問。

- 指定保育士養成施設において、以下の特例教科目を受講

福祉と養護・2単位 保健と食と栄養・2単位
乳児保育・2単位 子ども家庭支援論・2単位

(2) 3年かつ4,320時間(※)の実務経験

- 対象施設は以下のとおり

幼稚園、認定こども園、保育所、特別支援学校幼稚部、
小規模保育事業を実施する施設、事業所内保育事業を実施する施設、
特例保育を実施する施設、
認可外保育施設(認可外保育施設指導監督基準を満たし、一定規模の集団により継続的に保育を行う施設)、幼稚園併設型認可外保育施設

(※) 6時間×20日×3年(36ヶ月)=4,320時間

(1)及び(2)の要件を満たした場合

保育士試験の筆記試験及び実技試験の免除

<試験科目を免除できる場合>

※幼稚園免許所有により、保育士試験のうち、「保育の心理学」、「教育原理」及び実技試験(保育実習実技)の免除

※3年かつ4,320時間の実務経験により、上記科目に加えて「保育実習理論」の免除

※(1)で修得した単位数に応じて、上記科目に加えて「社会福祉」、「社会的擁護」、「子どもの保健」、「子どもの食と栄養」、「保育原論」、「子ども家庭福祉」の免除

保育士登録

※実務経験がない場合でも32単位の教科目を修得することにより、試験科目の全部を免除できる。

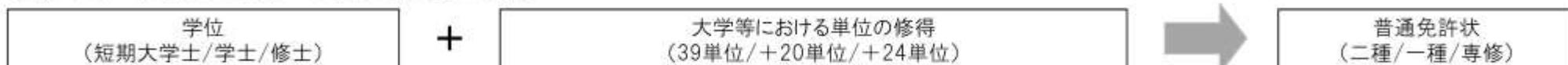
幼稚園免許状取得の特例の概要

〔目的〕

- 保育士に対する幼稚園免許の要件を緩和することにより、幼稚園免許・保育士資格の併有を促進し、「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を促進する。 ※保育所に勤務する保育士の幼稚園教諭免許の併有状況：74%

※新たな認定こども園制度施行(平成27年4月以降)から10年間の特例

【通例:大学の教職課程を履修して免許状を取得する場合】



【今回の特例措置】(「幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例に関する検討会議」にて検討)



※学士の学位を有する場合:一種免許状
※短期大学士、専門学校卒の場合:二種免許状

3年 かつ 4,320時間

ただし、以下の施設における勤務に限る。

認定こども園、認可保育所、幼稚園併設型認可外保育施設、へき地保育所、「認可外指導監督基準」を満たす認可外保育施設

〔メルクマール〕

- ① 保育所保育指針に基づき教育・保育を実施していること
- ② 小学校就学前の幼児を対象としていること
- ③ 一定規模の集団により継続的に教育・保育を行うことを目的としていること
- ④ 上記①～③を担保する行政監督(許認可等)の仕組みがあること

8単位

(内訳)

- ・教職の意義及び教員の役割 } 2単位
- ・教員の職務内容(研修、サービス及び身分保障等を含む。) } 2単位
- ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 1単位
- ・教育課程の意義及び編成の方法 2単位
- ・保育内容の指導法、教育の方法及び技術 1単位
- ・幼児理解の理論及び方法

県の認定こども園監査

- 幼保連携型認定こども園
- 保育所型認定こども園

児童処遇については保育所とほぼ同様の監査を実施

会計監査（保育所）は県では実施しない

（運営費については委託費から施設型給付費に変わり、
処遇等改善加算以外の用途制限がなくなるため）

※ 法人監査についてはこれまでどおり実施されます。

- 幼稚園型認定こども園

現在の幼稚園と同様の監査を実施

認定こども園に移行のスケジュール

時期	申請者	県
～10月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認可（認定）申請前の準備 ・ 認可（認定）申請書仮提出 	<p>→ <u>仮提出期限（10月1日）</u></p>
～12月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認可（認定）申請書の追加・修正 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認可（認定）申請書の確認 ・ 認定こども園審議会
～2月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認可（認定）申請書本提出 	<p>→ <u>申請書本提出期限（2月15日）</u></p>
～3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認可（認定）申請書の補正 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認可申請書の審査 ・ 現地調査 ・ 認可

既存園からの幼保連携型認定こども園に移行の場合は廃止の手続きが必要となります。
 私立幼稚園からの移行の場合は県私学・公益法人課に一度ご相談ください。

法人が行うべきこと（1）

- 市町村への相談（県に相談・申請する前に）
 - ・ 開所年度（原則各年度の4月1日となります）
 - ・ 認可定員
 - ・ 認定区分（1, 2, 3号）ごとの利用定員
 - ・ 施設整備改修の必要性の有無（補助金の使用の有無）
 - ・ 幼保連携型か保育所型・幼稚園型か

各市町村においては市町村財政、待機児童数、今後の定員計画（市町村計画における量の見込み及び確保方策との整合性）等を踏まえ各園の意向に沿うことが出来るか判断してください。

1号定員設定にあたって、2号定員を減らす場合、待機児童が増えることがないようによく検討してください。

定員設定にあたっては児童全員が次の学年に上がれるようにしてください。
（3号は基本的には全員が2号になれるように注意）

■ 法人が行うべきこと（2）

- 法人・園での検討（市町村への相談と並行して）
 - ・ 認定こども園の設備基準を満たすかの確認
 - ・ 施設改修が必要か、必要な場合は改修計画、費用
（補助金を活用したい場合は開所の約1年半前には
市町村に相談する必要があります。）
 - ・ 定員を設定した際の収益試算（内閣府HP試算シート活用）
 - ・ 保育教諭の配置（数）
 - ・ 職員への説明

法人が行うべきこと

確認すべきもの（設備基準等の法令）

● 幼保連携型認定こども園

- ・「宮城県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（通称：認定こども園条例）」主に別表第2
- ・「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」（内閣府）

● 幼稚園型・保育所型認定こども園

- ・「認定こども園条例」主に別表第1
- ・「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準」（内閣府）

● 共通

- ・ 宮城県HP（子育て社会推進室 > 認定こども園インフォメーション
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kosodate/ninteikodomoen.html>
- ・ 内閣府HP（子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度）
<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>

■ 法人が行うべきこと（3）

- 県への連絡（市町村と相談後）
 - ・ 認定こども園設置意向の連絡
 - ・ 市町村と合意したこと
 - ・ 設置にあたって心配，懸念していること

法人が行うべきこと（1），（2）がどのくらい検討されているか教えてください。

法人が行うべきこと（４）

- 認可書類の作成

認定こども園の認可書類は県HPに掲載しています。認可書類一式を作成し、ファイルに綴り、インデックスをつけ、10月1日までに県宛て仮提出をお願いします。保育教諭の新規採用、来年度の人事体制など決まっていない点については仮名（Aさん、Bさん）の記載でかまいません。

- 保護者への説明

移行の場合は、本申請前に施設に在籍している子どもの保護者に対して、認可を受けた後の教育・保育内容、利用者の選定、利用料金、契約等について十分に説明し、理解を得るよう努める必要があります。

申請に際して、保護者に対する説明の会議録を作成し、複数名の保護者代表より「説明会の内容に異議がないこと、また認定こども園への移行に異議がないこと」の署名を受け提出していただく必要があります。

- 1号認定子どもの募集

次年度認定こども園となることを前提に、県への認可申請手続き中として1号認定子どもの募集が可能。（県へ連絡済が条件）

よくある質問

- 子育て支援事業とは

認定こども園においては地域における子育て家庭の保護者に対する支援（子育て支援事業）を実施することが必要です。保育所保育指針においても「支援を積極的に行うよう努めること」とされていますが、認定こども園設立にあたっては資料1-2を参考に、園で実施する事業を検討してください。

- 1号認定子どもの預かり保育について

1号認定子どもの預かり保育（教育標準時間前後の保育）については、補助事業である一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）で実施する園と独自で実施する園があります。詳細は資料1-3を御確認のうえ、市町村とも相談のうえ、どちらが自園にとって適当かご検討ください。

- 施設整備，移行支援関連事業補助金について

補助金については資料1-4を参考にしてください。

その他細かいところは、各市町村，県に確認してください。

また認定こども園移行支援アドバイザー派遣事業をご活用ください。